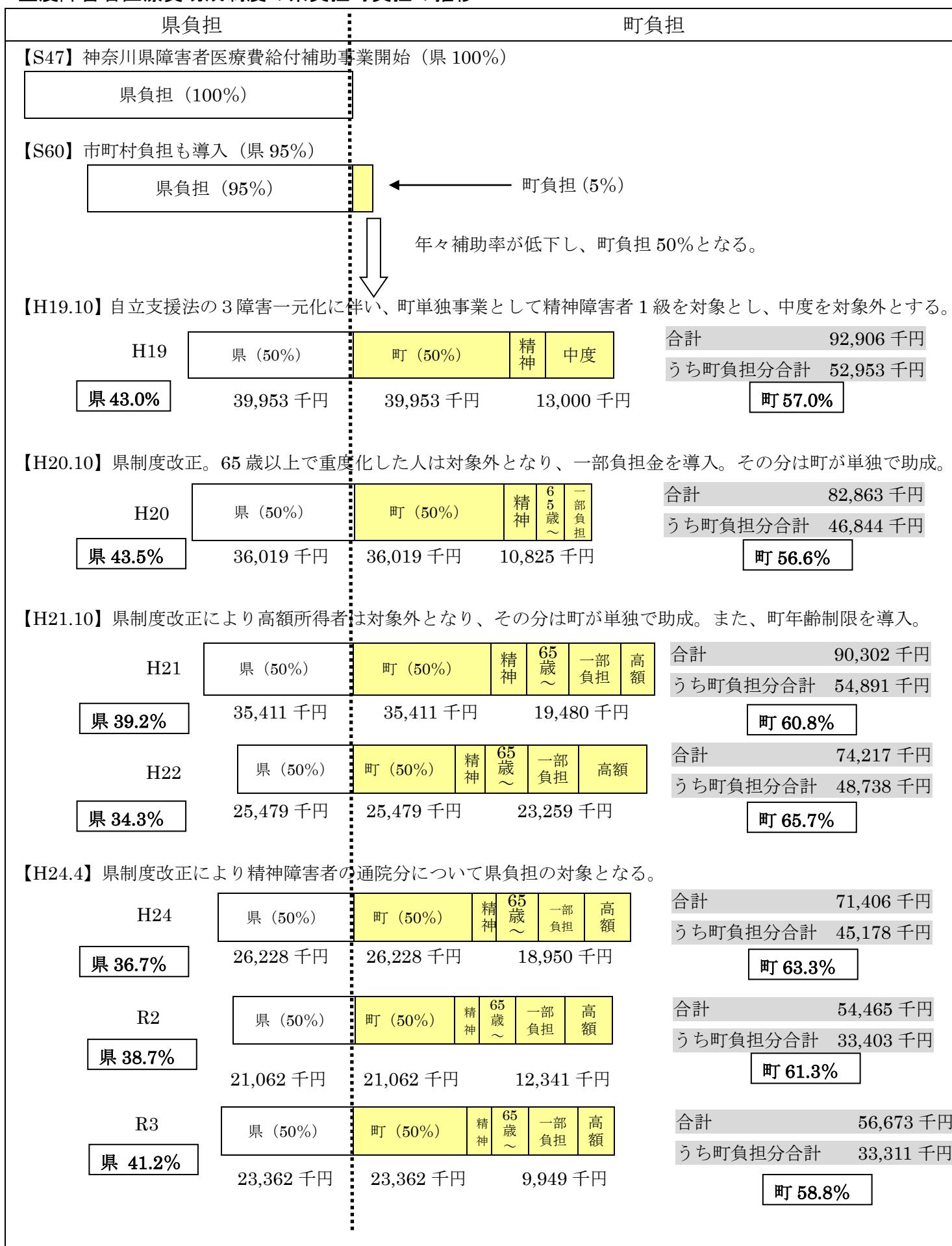


葉山町重度障害者医療費助成制度の概要

内容	重度障害者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分を助成します。
対象者	身体障害者手帳（1～2 級）、療育手帳（知能指数 35 以下）、精神保健福祉手帳（1 級）、身体障害者手帳（3 級）かつ療育手帳（知能指数 50 以下）をお持ちの方で、町から医療証の交付を受けた方。ただし、65 歳以上で重度障害者になった方は除きます。
助成額	保険対象の自己負担分の全額 ※入院時の食事療養費や差額ベッド代、診断書料等は対象となりません。

重度障害者医療費助成制度の県負担町負担の推移



※神奈川県は平成 20 年 10 月から一部負担金も導入済み。（調剤を除く通院 200 円/1 日、入院 100 円/1 日）